

利用料金表(地域密着特養・ユニット型個室)

**利用料金 = 介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円) + 食費・居住費**

<1割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算			1日 (1割)	30日
			日常生活 継続支援加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	661	46	59	19	785	¥23,543
	要介護2	730	46	64	21	861	¥25,841
	要介護3	803	46	70	23	942	¥28,272
	要介護4	874	46	76	25	1,021	¥30,636
	要介護5	942	46	82	27	1,097	¥32,900

<2割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算			1日 (2割)	30日
			日常生活 継続支援加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	661	46	59	19	1,570	¥47,086
	要介護2	730	46	64	21	1,723	¥51,682
	要介護3	803	46	70	23	1,885	¥56,543
	要介護4	874	46	76	25	2,042	¥61,272
	要介護5	942	46	82	27	2,193	¥65,801

<3割負担>

介護保険	要介護度	基本単位	加算			1日 (3割)	30日
			日常生活 継続支援加算Ⅱ	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	661	46	59	19	2,354	¥70,629
	要介護2	730	46	64	21	2,584	¥77,522
	要介護3	803	46	70	23	2,827	¥84,815
	要介護4	874	46	76	25	3,064	¥91,908
	要介護5	942	46	82	27	3,290	¥98,701



食費・居住費

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	820	1,120	¥33,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	390	820	1,210	¥36,300
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	650	1,310	1,960	¥58,800
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	1,360	1,310	2,670	¥80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,006	3,451	¥103,530

※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

※2. 令和3年4月1日~9月30日まで新型コロナウイルス感染症対応評価として基本報酬が0.1%上乘せられます。

その他の加算(1日) 1単位:10円

	単位	適用
初期加算	30	新規入所から30日間
		30日を超える病院、診療所への入院後に再度入所した場合
		短期入所利用者が日を空ける事無く一般入所した場合は、短期入所利用日数分を差引いて算定します
外泊時費用	246	入院・外泊された場合に算定します。1ヶ月6日を限度とし、入院・外泊の初日、最終日は除きます

施設独自の利用者負担の軽減制度

※1. 減免を希望される利用者様は、施設へ申請していただきます(所得状況の確認等)。

※2. 対象となった方の軽減の程度は、生活保護受給者は居住費の全額、負担限度額段階第2段階の方は居住費の1/4、負担限度額段階3段階の方は居住費・食費の1/4となっております。